

(別紙)

平成 26 年 6 月 23 日付課法 6 - 8 ほか 3 課共同「法人税申告書別表一 (一) 等の記載項目の追加等について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改正後

(1 別表一 (一))

OCR入力用 法 F B 0 6 0 3

平成 年 月 日 事業年度分 申告書 申告書
課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合同平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

1	所得金額又は欠損金額 (附表四[49]の①)	17	所得税の額 (附表六(一)[6]の②)
2	法人税額 (56)又は(57)	18	外国税額 (附表六(二)[20])
3	法人税額の算入額 (17)+(18)	19	計 (17)+(18)
4	差し引法人税額 (2)-(3)	20	控除した金額 (13)
5	控除額 (20)-(3)	21	控除しきれなかった金額 (19)-(20)
6	土地譲渡税額 (附表三(一)[27])	22	土地譲渡税額 (附表三(一)[27])
7	同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	23	同上 (附表三(二)[28])
8	留保税留保金額 (附表三(一)[4])	24	同上 (附表三(二)[28])
9	同上に対する税額 (附表三(一)[8])	25	所得税額等の還付金額 (21)
10	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	26	中間納付額 (15)-(14)
11	控除額 (10)-(11)-(12)-(13)	27	欠損金の繰戻しによる差引請求税額
12	差し引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	28	計 (25)+(26)+(27)
13	中間申告分の法人税額	29	この申告書の所得金額又は欠損金額
14	この申告書の所得金額又は欠損金額	30	この申告書により納付すべき法人税額又は還付請求税額 (57)
15	中間申告分の法人税額	31	この申告書により納付すべき法人税額 (57)
16	この申告書の所得金額又は欠損金額	32	この申告書により納付すべき法人税額 (57)

この申告書による地方法人税額の計算

33	課税標準額 (43)-(42)	43	この申告による還付金額 (43)-(42)
34	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)	44	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)
35	法人税額 (33)+(34)	45	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)
36	地方法人税額 (58)	46	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)
37	課税標準額に基く地方法人税額 (59)	47	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)
38	所得地方法人税額 (35)+(36)	48	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)
39	外国税額の控除額 (附表六(二)[50])	49	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)
40	差し引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	50	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)
41	中間申告分の地方法人税額	51	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)
42	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)	52	この申告書の所得金額に対する法人税額 (43)

法 001-0101

改正前

(1 別表一 (一))

OCR入力用 法 F B 0 6 0 3

平成 年 月 日 事業年度分 申告書 申告書
課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合同平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

1	所得金額又は欠損金額 (附表四[48]の①)	16	所得税の額 (附表六(一)[6]の②)
2	法人税額 (54)又は(55)	17	外国税額 (附表六(二)[20])
3	法人税額の算入額 (16)+(17)	18	計 (16)+(17)
4	差し引法人税額 (2)-(3)	19	控除した金額 (12)
5	控除額 (20)-(3)	20	控除しきれなかった金額 (18)-(19)
6	土地譲渡税額 (附表三(一)[27])	21	土地譲渡税額 (附表三(一)[27])
7	同上に対する税額 (21)+(22)+(23)	22	同上 (附表三(二)[28])
8	留保税留保金額 (附表三(一)[4])	23	同上 (附表三(二)[28])
9	同上に対する税額 (附表三(一)[8])	24	所得税額等の還付金額 (20)
10	法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	25	中間納付額 (14)-(13)
11	控除額 (10)-(11)-(12)-(13)	26	欠損金の繰戻しによる差引請求税額
12	差し引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	27	計 (24)+(25)+(26)
13	中間申告分の法人税額	28	この申告書の所得金額又は欠損金額
14	この申告書の所得金額又は欠損金額	29	この申告書により納付すべき法人税額 (55)
15	中間申告分の法人税額	30	この申告書により納付すべき法人税額 (55)

この申告書による地方法人税額の計算

32	課税標準額 (40)-(39)	43	この申告による還付金額 (41)-(40)
33	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)	44	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)
34	法人税額 (32)+(33)	45	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)
35	地方法人税額 (58)	46	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)
36	課税標準額に基く地方法人税額 (59)	47	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)
37	所得地方法人税額 (35)+(36)	48	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)
38	外国税額の控除額 (附表六(二)[50])	49	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)
39	差し引地方法人税額 (37)-(38)-(39)	50	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)
40	中間申告分の地方法人税額	51	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)
41	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)	52	この申告書の所得金額に対する法人税額 (40)

法 001-0101

改正後

(2 別表一 (一) 次葉)

		事業年度等	法人名				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳							
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三の十二)「3」)	11		地方税法	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三の十二)「4」と(38)のうち少ない金額)	39	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		地方税法	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方税法額	41	
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55		
	所得金額(50)+(51)	52	000	法人税額(54)+(55)	56		
	所得金額(1)	53	000	法人税額(56)の23.4%又は23.2%相当額	57		
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額(57)		58	000	(58)の4.4%相当額	60		
課税留保金額に対する法人税額(59)		59	000	(59)の4.4%相当額	61		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	所得金額又は欠損金額	62		地方税法	所得の金額に対する法人税額	70	
	課税土地譲渡利益金額	63		地方税法	課税留保金額に対する法人税額	71	
	課税留保金額	64		地方税法	課税標準法人税額(70)+(71)	72	000
	法人税額	65		地方税法	確定地方法人税額	73	
	還付金額	66	外	地方税法	中間還付額	74	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65-(66))若しくは(66+(66))又は(66-(66))	67	外	00	地方税法	欠損金の繰戻しによる還付金額	75
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	68			地方税法	この申告により納付すべき地方法人税額(74-(75))若しくは(74+(75))又は((74-(75))+(75-(45)の金額))	76
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	69						

別表一(一)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(2 別表一 (一) 次葉)

		事業年度等	法人名				
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の23.4%相当額	53		
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
	所得金額(1)	51	000	法人税額(54)の23.4%相当額	55		
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額(55)		56	000	(56)の4.4%相当額	58		
課税留保金額に対する法人税額(57)		57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	所得金額又は欠損金額	60		地方税法	所得の金額に対する法人税額	68	
	課税土地譲渡利益金額	61		地方税法	課税留保金額に対する法人税額	69	
	課税留保金額	62		地方税法	課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
	法人税額	63		地方税法	確定地方法人税額	71	
	還付金額	64	外	地方税法	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(63-(64))若しくは(64+(64))又は(64-(64))	65	外	00	地方税法	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			地方税法	この申告により納付すべき地方法人税額(72-(73))若しくは(72+(73))又は((72-(73))+(73-(43)の金額))	74
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

別表一(一)次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

(3) 別表一(二)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0702

納税地、法人名、代表者住所、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、法人税、地方方法人税

この申告書による法人税額の計算

Table with 12 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻額, 課税土地譲渡利益金額, 土地譲渡利益金額, 法人税額計, 課税土地譲渡利益金額, 控除税額, 差引の額より納付すべき法人税額

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 12 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当, 剰余金の配当, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当, 剰余金の配当

税理士署名押印

(3) 別表一(二)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0702

納税地、法人名、代表者住所、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、法人税、地方方法人税

この申告書による法人税額の計算

Table with 12 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻額, 課税土地譲渡利益金額, 土地譲渡利益金額, 法人税額計, 課税土地譲渡利益金額, 控除税額, 差引の額より納付すべき法人税額

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 12 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当, 剰余金の配当, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当, 剰余金の配当

税理士署名押印

21 公益法人等(一般社団法人等)及び協同組合等の分...平成二十九・四・一以後終了事業年度等分

21 公益法人等(一般社団法人等)及び協同組合等の分...平成二十九・四・一以後終了事業年度等分

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等)及び協同組合等の分...平成二十九・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(4 別表一(二)次葉)

事業年度等		法人名	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳			
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三)の十二)「3」	9	30
法人税	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10	32
法人税額の計算			
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	37	000
	(1)のうち(37)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	38	000
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	39	000
所得金額	(37)+(38)+(39)	40	000
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	41	000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (41)$	42	000
所得金額	(41)+(42)	43	000
地方法人税額の計算			
課税標準法人税額	(28)	51	000
この申告が修正申告である場合の計算			
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	53	
	課税土地譲渡利益金額	54	
	法人税額	55	
	還付金額	56	外
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (53-54)若しくは(53+54)又は(55-53)	57	外
この申告前の計	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	58	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	59	
この申告後の額	この申告前の額	60	000
	確定地方法人税額	61	
	欠損金の繰戻しによる還付金額	62	
	この申告により納付すべき地方法人税額 (60-61)若しくは(60+61)又は(62-(34)の外額)	63	00

別表一(二)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(4 別表一(二)次葉)

事業年度等		法人名		
法人税額の計算				
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	
	所得金額	(35)+(36)+(37)	38	000
	法人税額	(42)+(43)+(44)	45	
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (39)$	40	000	
所得金額	(39)+(40)	41	000	
法人税額	(46)+(47)	48		
地方法人税額の計算				
課税標準法人税額	(27)	49	000	
この申告が修正申告である場合の計算				
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	51		
	課税土地譲渡利益金額	52		
	法人税額	53		
	還付金額	54	外	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (51-52)若しくは(51+52)又は(53-51)	55	外	
この申告前の計	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	56		
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57		
この申告後の額	この申告前の額	58	000	
	確定地方法人税額	59		
	欠損金の繰戻しによる還付金額	60		
	この申告により納付すべき地方法人税額 (58-59)若しくは(58+59)又は(60-(32)の外額)	61	00	

別表一(二)次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

(5 別表一 (三))

OCR入力用

この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B 0 8 0 3

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、納税地及び旧法人名等、添付書類

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

Table with columns for tax calculation items (所得金額, 法人税額, 控除税額, etc.) and amounts in thousands of yen.

この申告書による地方法人税額の計算

Table for local corporation tax calculation (課税標準法人税額, 所得地方法人税額, etc.)

税理士署名押印

(5 別表一 (三))

OCR入力用

この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B 0 8 0 3

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、納税地及び旧法人名等、添付書類

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

Table with columns for tax calculation items (所得金額, 法人税額, 控除税額, etc.) and amounts in thousands of yen.

この申告書による地方法人税額の計算

Table for local corporation tax calculation (課税標準法人税額, 所得地方法人税額, etc.)

税理士署名押印

別表一(三) 特定の医療法人の分...平成二十九年四月一以後終了事業年度等分

改正後

(6 別表一(三)次葉)

事業年度等		法人名					
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳							
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三)の十二)「3」	9	33				
地方法人税	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	10	35				
法人税額の計算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	42	000	(42)の15%相当額 45				
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(42)	43	000	(43)の19%相当額 46				
所得金額(42)+(43)	44	000	法人税額(45)+(46) 47				
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額(31)	48	000	(48)の4.4%相当額 49				
この申告が修正申告である場合の計算							
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	50	地方の申告額の計算	課税標準法人税額	57	000	
	課税土地譲渡利益金額	51		確定地方法人税額	58		
	法人税額	52		中間還付額	59		
	還付金額	53		欠損金の繰戻しによる還付金額	60		
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((54-60)若しくは(54+60)又は(60-60))	54		00	この申告により納付すべき地方法人税額((58-59)若しくは(58+59+60)又は((58-59)+(60-(39の外額)))	61	00
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額		55			
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	56					

別表一(三)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(6 別表一(三)次葉)

事業年度等		法人名					
法人税額の計算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額 43				
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(40)	41	000	(41)の19%相当額 44				
所得金額(40)+(41)	42	000	法人税額(43)+(44) 45				
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額(30)	46	000	(46)の4.4%相当額 47				
この申告が修正申告である場合の計算							
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	48	地方の申告額の計算	課税標準法人税額	55	000	
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56		
	法人税額	50		中間還付額	57		
	還付金額	51		欠損金の繰戻しによる還付金額	58		
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((52-58)若しくは(52+58)又は(58-58))	52		00	この申告により納付すべき地方法人税額((56-57)若しくは(56+57+58)又は((56-57)+(58-(37の外額)))	59	00
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額		53			
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	54					

別表一(三)次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

(7 別表一の二 (一))

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納申請 一連番号	連納グループ 整理番号	連納事業年度 (至)	売上金額
電話 () - ()					
法人番号	代表者 氏名	同非区分	同非区分	申告年月日	申告区分
納税地	代表者 氏名	同非区分	同非区分	申告年月日	申告区分
納税地	代表者 氏名	同非区分	同非区分	申告年月日	申告区分

平成 年 月 日 連納事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

連納所得金額又は連納欠損金額 (別表四の二(55)の①)	1	十億 百万 千 円	所得税の額 (別表六の二(1)(6)の①)	17	十億 百万 千 円
法人税 (54)又は(55)	2		外国税額 (別表六の二(1)(15))	18	
			計 (17)+(18)	19	
控除した金額 (12)	20		控除しきれなかった金額 (19)-(20)	21	
差し戻し金額 (13)	22		土地譲渡税額 (別表三(二)(27))	22	0 0 0
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	23		同上 (別表三(二)(28))	23	0 0 0
課税連納準備金額 (別表三(二)(4))	24		同上 (別表三(二)(23))	24	0 0 0
同上に対する税額 (別表三(二)(8))	25		所得税額の差付金額 (21)	25	
			連納中間納付額 (15)-(14)	26	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	0 0	連納欠損金の差付請求額 (25)+(26)+(27)	28	
			この申告による連納所得金額又は連納欠損金額 (32)	29	
			この申告による法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	30	0 0
			連納中間申告分の法人税額 (別表七の二(3)の計又は(15))	31	0 0
			差し戻し額(連納中間申告分の法人税額)との差額は、(30)-(31)	32	0 0

この申告書による地方法人税額の計算

この申告による差付金額 (43)-(42)	45		この申告による法人税額 (4)-(5)-(7)-(9)	33	
			課税連納準備金額に対する法人税額 (33)+(34)	34	0 0 0
			課税標準法人税額 (33)+(34)	35	0 0 0
			地方法人税額 (58)	36	
			課税連納準備金額に係る地方法人税額 (59)	37	
			所得地方法人税額 (36)+(37)	38	
			外国税額の控除額 (別表六の二(1)(20))	40	
			差し戻し地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	42	0 0
			中間申告分の地方法人税額	43	0 0
			差し戻し額(中間申告分の地方法人税額)との差額は、(42)-(43)	44	0 0

税理士 署名押印

(7 別表一の二 (一))

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納申請 一連番号	連納グループ 整理番号	連納事業年度 (至)	売上金額
電話 () - ()					
法人番号	代表者 氏名	同非区分	同非区分	申告年月日	申告区分
納税地	代表者 氏名	同非区分	同非区分	申告年月日	申告区分
納税地	代表者 氏名	同非区分	同非区分	申告年月日	申告区分

平成 年 月 日 連納事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

連納所得金額又は連納欠損金額 (別表四の二(55)の①)	1	十億 百万 千 円	所得税の額 (別表六の二(1)(6)の①)	16	十億 百万 千 円
法人税 (54)又は(55)	2		外国税額 (別表六の二(1)(15))	17	
			計 (16)+(17)	18	
控除した金額 (12)	19		控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20	
差し戻し金額 (13)	21		土地譲渡税額 (別表三(二)(27))	21	0 0 0
同上に対する税額 (21)+(22)+(23)	22		同上 (別表三(二)(28))	22	0 0 0
課税連納準備金額 (別表三(二)(4))	23		同上 (別表三(二)(23))	23	0 0 0
同上に対する税額 (別表三(二)(8))	24		所得税額の差付金額 (20)	24	
			連納中間納付額 (14)-(13)	25	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	0 0	連納欠損金の差付請求額 (24)+(25)+(26)	27	
			この申告による連納所得金額又は連納欠損金額 (32)	28	
			この申告による法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	29	0 0
			連納中間申告分の法人税額 (別表七の二(3)の計又は(15))	30	0 0
			差し戻し額(連納中間申告分の法人税額)との差額は、(29)-(30)	31	0 0

この申告書による地方法人税額の計算

この申告による差付金額 (41)-(40)	43		この申告による法人税額 (4)-(5)-(7)-(9)	32	
			課税連納準備金額に対する法人税額 (32)+(33)	33	
			課税標準法人税額 (32)+(33)	34	0 0 0
			地方法人税額 (58)	35	
			課税連納準備金額に係る地方法人税額 (59)	36	
			所得地方法人税額 (35)+(36)	37	
			外国税額の控除額 (別表六の二(1)(20))	38	
			差し戻し地方法人税額 (37)-(38)-(39)-(40)	40	0 0
			中間申告分の地方法人税額	41	0 0
			差し戻し額(中間申告分の地方法人税額)との差額は、(40)-(41)	42	0 0

税理士 署名押印

改正後

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 年 度 等	法人名				
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳							
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「7」)	11		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三の十二)「8」と(38)のうち少ない金額)	39		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		
法人税額の計算							
連結親法人が中小法人の場合 その他	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55		
	連結所得金額(1) (50)+(51)	52	000	法人税額 (50)+(55)	56		
	連結所得金額(1)	53	000	法人税額 (53)の23.4%又は23.2%相当額	57		
地方法人税額の計算							
	連結所得の金額に対する法人税額(53)	58	000	(58)の4.4%相当額	60		
	課税連結留保金額に対する法人税額(54)	59	000	(59)の4.4%相当額	61		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	62		連結所得の金額に対する法人税額	70	
		課税土地譲渡利益金額	63		課税連結留保金額に対する法人税額	71	
		課税連結留保金額	64		課税標準法人税額 (70)+(71)	72	
		法人税額	65		確定地方法人税額	73	
		還付金額	66	外	中間還付額	74	
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((65)-(66))若しくは((65)+(66))又は((66)-(65))	67	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	75
		連結欠損金の当期控除額	68		この申告により納付すべき地方法人税額 (64)-(73)若しくは((64)+(74)+(75))又は((74)-(65)+(75)-(66)の差額)	76	
		翌期へ繰り越す連結欠損金	69			00	

改正前

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 年 度 等	法人名				
法人税額の計算							
連結親法人が中小法人の場合 その他	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の23.4%相当額	53		
	連結所得金額 (48)+(49)	50	000	法人税額 (50)+(53)	54		
	連結所得金額(1)	51	000	法人税額 (51)の23.4%相当額	55		
地方法人税額の計算							
	連結所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58		
	課税連結留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		課税連結留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70	
		法人税額	63		確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外	中間還付額	72	
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((63)-(64))若しくは((63)+(64))又は((64)-(63))	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
		連結欠損金の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 (62)-(71)若しくは((62)+(72)+(73))又は((72)-(63)+(73)-(64)の差額)	74	
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67			00	

別表一の二(一)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

別表一の二(一)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

(9 別表一の二 (二))

連

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話() -

法人税額計算書

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二(55)の①)	1	十 億 百 万 千 円	所得税の額(別表六の二(16)の①)	13	十 億 百 万 千 円
法人税額(47)又は(50)	2		外国税額(別表六の二(16)の②)	14	
法人税額の特別控除額(別表三(二)(24)～(26)及び別表三(三)(20)～(22)の合計)	3		計(13)+(14)	15	
差引法人税額(2)-(3)	4		控除した金額(11)	16	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		控除しなかった金額(15)-(16)	17	
課税土地課税料総額(別表三(二)(24)～(26)及び別表三(三)(20)～(22)の合計)	6		土地課税料額(別表三(二)(27))	18	0
同上に対する税額(18)+(19)+(20)	7		同上	19	0
法人税額計(4)+(5)+(7)	8		同上	20	0
控除税額(別表七(二)(30)計又は(16))	11		課税土地課税料総額(別表三(二)(24)～(26)及び別表三(三)(20)～(22)の合計)	21	
差引この申告により納付すべき法人税額(8)-(9)-(10)-(11)	12		連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	22	
			計(21)+(22)	23	
			この申告書の提出前 に納付済法人税額 (57)	24	
			この申告により 納付すべき法人 税額又は減少する 法人税額(57)	25	0
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七(二)(30)計又は(16))	26	
			差引繰り越す連結欠損金 (別表七(二)(5)の合計)	27	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額(8)+(8の外費)	28	十 億 百 万 千 円	この申告による還付金額	34	外
所得地方法人税額(52)	29		この申告書の 課税標準法人税額 (52)	35	
外国税額の控除額(別表六の二(16)の②)	31		この申告により 納付すべき地方法人税額 (63)	36	0
差引課税地方法人税額(28)-(29)-(31)-(32)	33				0

課税標準法人税額(8)+(8の外費) 0000

所得地方法人税額(52) 0000

外国税額の控除額(別表六の二(16)の②) 0000

差引課税地方法人税額(28)-(29)-(31)-(32) 0000

法0301-0102-02

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

郵便局 本所・支所

〒 〇〇〇〇〇〇

税務署長 署名押印

①「法人税額の計算」は、次の②から④までの全てに該当する連結法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。

②「法人税額の計算」は、次の③から④までの全てに該当する連結法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。

③「法人税額の計算」は、次の③から④までの全てに該当する連結法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。

④「法人税額の計算」は、次の③から④までの全てに該当する連結法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。

(9 別表一の二 (二))

連

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話() -

法人税額計算書

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二(55)の①)	1	十 億 百 万 千 円	所得税の額(別表六の二(16)の①)	12	十 億 百 万 千 円
法人税額(45)又は(48)	2		外国税額(別表六の二(16)の②)	13	
法人税額の特別控除額(別表三(二)(24)～(26)及び別表三(三)(20)～(22)の合計)	3		計(12)+(13)	14	
差引法人税額(2)-(3)	4		控除した金額(10)	15	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		控除しなかった金額(14)-(15)	16	
課税土地課税料総額(別表三(二)(24)～(26)及び別表三(三)(20)～(22)の合計)	6		土地課税料額(別表三(二)(27))	17	0
同上に対する税額(17)+(18)+(19)	7		同上	18	0
法人税額計(4)+(5)+(7)	8		同上	19	0
控除税額(別表七(二)(30)計又は(16))	11		課税土地課税料総額(別表三(二)(24)～(26)及び別表三(三)(20)～(22)の合計)	20	
差引この申告により納付すべき法人税額(8)-(9)-(10)-(11)	12		連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	21	
			計(20)+(21)	22	
			この申告書の提出前 に納付済法人税額 (51)	23	
			この申告により 納付すべき法人 税額又は減少する 法人税額(51)	24	0
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七(二)(30)計又は(16))	25	
			差引繰り越す連結欠損金 (別表七(二)(5)の合計)	26	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額(8)+(8の外費)	27	十 億 百 万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額(50)	28		この申告書の 課税標準法人税額 (50)	33	
外国税額の控除額(別表六の二(16)の②)	29		この申告により 納付すべき地方法人税額 (61)	34	0
差引課税地方法人税額(28)-(29)-(30)	31				0

課税標準法人税額(8)+(8の外費) 0000

所得地方法人税額(50) 0000

外国税額の控除額(別表六の二(16)の②) 0000

差引課税地方法人税額(28)-(29)-(30) 0000

法0304-0102-02

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

郵便局 本所・支所

〒 〇〇〇〇〇〇

税務署長 署名押印

①「法人税額の計算」は、次の②から④までの全てに該当する連結法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。

②「法人税額の計算」は、次の③から④までの全てに該当する連結法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。

③「法人税額の計算」は、次の③から④までの全てに該当する連結法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。

④「法人税額の計算」は、次の③から④までの全てに該当する連結法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。

改正後

(10 別表一の二 (二) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳			
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三)の十二)「7」	9	30
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10	32
法人税額の計算			
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	37	000
	(1)のうち(37)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	38	000
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	39	000
連結所得金額	(37)+(38)+(39)	40	000
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	41	000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (41)	42	000
連結所得金額	(41) + (42)	43	000
地方法人税額の計算			
課税標準法人税額	(43)	51	000
この申告が修正申告である場合の計算			
法人申告前の額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (51 - 60)若しくは(51 + 60)又は(60 - 62の外額)	57	00
	連結欠損金の当期控除額	58	
	翌期へ繰り越す連結欠損金	59	
	この申告前の		
	この申告前の		

別表一の二(二)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

改正前

(10 別表一の二 (二) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名	
法人税額の計算			
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000
	連結所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000
	上記以外の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000
連結所得金額	(39) + (40)	41	000
地方法人税額の計算			
課税標準法人税額	(41)	49	000
この申告が修正申告である場合の計算			
法人申告前の額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (49 - 58)若しくは(49 + 58)又は(58 - 61の外額)	55	00
	連結欠損金の当期控除額	56	
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57	
	この申告前の		
	この申告前の		

別表一の二(二)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

(11 別表一の二 (三))

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納税申告一連番号
法人番号	電話 () - ()	連納税申告一連番号
代表者 氏名	連納税法人 整理番号	連納税申告一連番号
代表者 印	旧納税地及び 旧法人名等	連納税申告一連番号
住所	添付書類	連納税申告一連番号

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の平成 年 月 日) (連納税申告の平成 年 月 日)
 (場合の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二[55]の①)	15	所得税の額 (別表六の二[16]の②)
2	法人税額 (47)	16	外国税額 (別表六の二[16])
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二[17]の①)	17	計 (15)+(16)
4	差し引法人税額 (2)-(3)	18	控除した金額 (13)
5	土地課税調整額 (別表三[27])	19	控除しなかった金額 (17)-(18)
6	同 上 (別表三[28])	20	土地課税調整額 (別表三[27])
7	同 上 (別表三[23])	21	同 上 (別表三[28])
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	22	同 上 (別表三[23])
9	控除税額 (別表六の二[17]の②)	23	所得税額等の還付金額 (19)
10	差し引法人税額 (8)-(9)	24	連結中間納付額 (13)-(12)
11	連結中間申告分の法人税額 (12)-(11)	25	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (23)+(24)+(25)
12	連結中間申告分の法人税額 (12)-(11)	26	この申告による還付金額 (23)+(24)+(25)
13	連結中間申告分の法人税額 (12)-(11)	27	この申告による還付金額 (23)+(24)+(25)
14	連結中間申告分の法人税額 (12)-(11)	28	この申告による還付金額 (23)+(24)+(25)

この申告書による地方法人税額の計算

31	課税標準法人税額 (8)+(9)の(外書)	39	この申告による還付金額 (37)-(36)
32	所得地方法人税額 (49)	40	この申告前の課税標準法人税額 (57)
33	外国税額の控除額 (別表六の二[29])	41	この申告により納付すべき地方法人税額 (51)
34	差し引地方法人税額 (32)-(33)-(34)-(35)		
35	中間申告分の地方法人税額 (36)-(37)		
36	差し引確定地方法人税額 (36)-(37)		

税 理 士 署名 押 印

(11 別表一の二 (三))

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納税申告一連番号
法人番号	電話 () - ()	連納税申告一連番号
代表者 氏名	連納税法人 整理番号	連納税申告一連番号
代表者 印	旧納税地及び 旧法人名等	連納税申告一連番号
住所	添付書類	連納税申告一連番号

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (連結中間申告の平成 年 月 日) (連納税申告の平成 年 月 日)
 (場合の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二[55]の①)	14	所得税の額 (別表六の二[16]の②)
2	法人税額 (45)	15	外国税額 (別表六の二[16])
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二[17]の①)	16	計 (14)+(15)
4	差し引法人税額 (2)-(3)	17	控除した金額 (10)
5	土地課税調整額 (別表三[27])	18	控除しなかった金額 (16)-(17)
6	同 上 (別表三[28])	19	土地課税調整額 (別表三[27])
7	同 上 (別表三[23])	20	同 上 (別表三[28])
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	21	同 上 (別表三[23])
9	控除税額 (別表六の二[17]の②)	22	所得税額等の還付金額 (18)
10	差し引法人税額 (8)-(9)	23	連結中間納付額 (12)-(11)
11	連結中間申告分の法人税額 (12)-(11)	24	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (22)+(23)+(24)
12	連結中間申告分の法人税額 (12)-(11)	25	この申告による還付金額 (22)+(23)+(24)
13	連結中間申告分の法人税額 (12)-(11)	26	この申告による還付金額 (22)+(23)+(24)

この申告書による地方法人税額の計算

30	課税標準法人税額 (8)+(9)の(外書)	37	この申告による還付金額 (35)-(34)
31	所得地方法人税額 (47)	38	この申告前の課税標準法人税額 (55)
32	外国税額の控除額 (別表六の二[29])	39	この申告により納付すべき地方法人税額 (50)
33	差し引地方法人税額 (31)-(32)-(33)		
34	中間申告分の地方法人税額 (34)-(35)		
35	差し引確定地方法人税額 (34)-(35)		

税 理 士 署名 押 印

別表一の二 (三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書... 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

改 正 後

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳			
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七 (三) の十二) 「3」)	9	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七 (三) の十二) 「8」と (32) のうち少ない金額)
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額
法 人 税 額 の 計 算			
(1) の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	42	000	(42) の 16 % 相当額
(1) のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (42)	43	000	(43) の 20 % 相当額
連 結 所 得 金 額 (42) + (43)	44	000	法 人 税 額 (45) + (46)
地 方 法 人 税 額 の 計 算			
課 税 標 準 法 人 税 額 (47)	48	000	(48) の 4.4 % 相当額
この申告が修正申告である場合の計算			
法 人 税 前 額 の 計 算	この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額	50	地 方 法 人 税 前 額 の 計 算
	課税土地譲渡利益金額	51	
	法人税額	52	
	還付金額	53	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (54 - 53) 若しくは (54 + 53) 又は (53 - 54)	54	
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	55	この申告により納付すべき地方法人税額 (58 - 59) 若しくは (58 + 59 + 60) 又は ((58 - 59) + (60 - (39) の外額))
	翌期へ繰り越す連結欠損金	56	

別表一の二 (三) 次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

改 正 前

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名	
法 人 税 額 の 計 算			
(1) の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40) の 16 % 相当額
(1) のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41) の 20 % 相当額
連 結 所 得 金 額 (40) + (41)	42	000	法 人 税 額 (43) + (44)
地 方 法 人 税 額 の 計 算			
課 税 標 準 法 人 税 額 (45)	46	000	(46) の 4.4 % 相当額
この申告が修正申告である場合の計算			
法 人 税 前 額 の 計 算	この申告前の連結所得金額又は連結欠損金額	48	地 方 法 人 税 前 額 の 計 算
	課税土地譲渡利益金額	49	
	法人税額	50	
	還付金額	51	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (52 - 51) 若しくは (52 + 51) 又は (51 - 52)	52	
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	53	この申告により納付すべき地方法人税額 (56 - 57) 若しくは (56 + 57 + 58) 又は ((56 - 57) + (58 - (37) の外額))
	翌期へ繰り越す連結欠損金	54	

別表一の二 (三) 次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

(13 別表一の三)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法 F B 0 9 0 1

納税地、事業年度、売上金額、申告年月日、法人番号、代表者などの入力欄。

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 還元以降送付要否 適用額引額書提出の有無 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with columns for tax amounts (所得金額, 法人税額, 控除税額, etc.) and rows for various tax calculation items.

Table for tax calculation summary (課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, etc.)

税理士 署名押印

(13 別表一の三)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法 F B 0 9 0 1

納税地、事業年度、売上金額、申告年月日、法人番号、代表者などの入力欄。

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 還元以降送付要否 適用額引額書提出の有無 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with columns for tax amounts (所得金額, 法人税額, 控除税額, etc.) and rows for various tax calculation items.

Table for tax calculation summary (課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, etc.)

税理士 署名押印

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書1-外国法人の分... 平三十・四・一以後終了事業年度等分

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書1-外国法人の分... 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(14 別表一の三次葉)

		事業年度等	法人名		
法人税額の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に保る法人税額の計算等	法人税額	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	000	円
		(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(44)	45	000	円
	所得金額	(44)+(45)	46	000	円
	所得金額	(1)	47	000	円
	(44)の15%相当額	48			
	(45)の23.4%又は23.2%相当額	49			
	法人税額	(48)+(49)	50		
	法人税額	((47)の23.4%又は23.2%相当額)	51		
	所得税の額(別表六(一)「6の②」)	52			
	外国税額(別表六の三「15」)	53			
計	(52)+(53)	54			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(7)	55				
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(54)-(55)	56				
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の所得金額又は欠損金額	68	円	この申告前の所得金額又は欠損金額	71	円
この申告前の欠損金の当期控除額	69		この申告前の欠損金の当期控除額	72	
この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損	70		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損	73	
この申告前の法人税額	74		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((29)-(74)若しくは((29)+(75)又は(75)-(33))	76	外
この申告前の還付金額	75	外		76	00
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額(35)	77	000	(77)の4.4%相当額	78	円
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	79	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82	円
この申告前の確定地方法人税額	80		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82))又は((81)-(41))+((82)-(41)の外額))	83	00
この申告前の中間還付額	81				

別表一の三次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(14 別表一の三次葉)

		事業年度等	法人名		
法人税額の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に保る法人税額の計算等	法人税額	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	000	円
		(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(44)	45	000	円
	所得金額	(44)+(45)	46	000	円
	所得金額	(1)	47	000	円
	(44)の15%相当額	48			
	(45)の23.4%相当額	49			
	法人税額	(48)+(49)	50		
	法人税額	((47)の23.4%相当額)	51		
	所得税の額(別表六(一)「6の②」)	52			
	外国税額(別表六の三「15」)	53			
計	(52)+(53)	54			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(7)	55				
恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(54)-(55)	56				
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の所得金額又は欠損金額	68	円	この申告前の所得金額又は欠損金額	71	円
この申告前の欠損金の当期控除額	69		この申告前の欠損金の当期控除額	72	
この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損	70		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損	73	
この申告前の法人税額	74		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((29)-(74)若しくは((29)+(75)又は(75)-(33))	76	外
この申告前の還付金額	75	外		76	00
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額(35)	77	000	(77)の4.4%相当額	78	円
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	79	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82	円
この申告前の確定地方法人税額	80		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82))又は((81)-(41))+((82)-(41)の外額))	83	00
この申告前の中間還付額	81				

別表一の三次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(15 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 法人名

別表三(一)

Table with 4 columns: 課税留保金額, 税額, 計算, 金額. Rows include 年3,000万円相当額以下の金額, 年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額, 年1億円相当額を超える金額, and 計 (1)+(2)+(3).

Table with 4 columns: 課税留保金額, 税額, 計算, 金額. Rows include 留保所得金額, 前期末配当等の額, 当期末配当等の額, 法人税額及び地方法人税額, 住民税額, 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額, 法人税額等の合計額, 当期留保金額, 留保控除額, and 課税留保金額.

改正前

(15 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 法人名

別表三(一)

Table with 4 columns: 課税留保金額, 税額, 計算, 金額. Rows include 留保所得金額, 前期末配当等の額, 当期末配当等の額, 法人税額及び地方法人税額, 住民税額, 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額, 法人税額等の合計額, 当期留保金額, 留保控除額, and 課税留保金額.

御注意

「19」欄には、「18」欄がマイナスであるときは、「14」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「43」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「41」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

(16 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書				連 結 年	結 算 年	法人名
連結留保金額に対する税額の計算						
課税連結留保金額			税 額			
年3,000万円相当額以下の金額 (00又は0,000万円× $\frac{1}{10}$)のいずれか少ない金額	1	000	(1)の10%相当額	5		円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((00-(1))又は(1億円× $\frac{1}{10}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	000	(2)の15%相当額	6		円
年1億円相当額を超える金額 00-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額	7		円
計 00 (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7)	8		円
課税連結留保金額の計算						
当期連結留保所得金額 (別表四の二「56の②」)	9		当期住民税額の合計額 (別表三の二付表二「18」の合計額)	15		円
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表二「12」の合計額)	10		外国関係会社等に係る個別控除 対象所得税額等相当額の合計額 (別表三の二付表二「19」の合計額)	16		円
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表二「13」の合計額)	11		連結法人税額等の合計額 (14)+(15)-(16) (マイナスの場合は0)	17		円
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「14」の合計額)	12		当期連結留保金額 (9)+(10)-(11)+(12)-(13)-(17)	18		円
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「15」の合計額)	13		連結留保控除額 (別表三の二付表一「29」)	19		円
連結法人税額及び 連結地方法人税額 (別表一の二「14」+「5」+「7」+「10」の 外書「12」+「19」+「35」+「40」+「41」)	14		課税連結留保金額 (18)-(19)	20	000	円

法 0301-0300-02

別表三の二 平成三十一年四月一以後終了連結事業年度分

(16 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書				連 結 年	結 算 年	法人名
連結留保金額に対する税額の計算						
課税連結留保金額			税 額			
年3,000万円相当額以下の金額 (00又は0,000万円× $\frac{1}{10}$)のいずれか少ない金額	39	000	(39)の10%相当額	43		円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((30-(39))又は(1億円× $\frac{1}{10}$ -(39))のいずれか少ない金額)	40	000	(40)の15%相当額	44		円
年1億円相当額を超える金額 (30)-(39)-(40)	41	000	(41)の20%相当額	45		円
計 (38) (39)+(40)+(41)	42	000	計 (43)+(44)+(45)	46		円

連結留保金額に対する税額の計算				連 結 年	結 算 年	法人名
連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1		連結所得金額 (別表四の二「55の①」)	17		円
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の 譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「44」)	18		円
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける 剰余金の配当等の基金不算入額 (別表三の二付表「31」の合計額)	19		円
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4		受贈益の基金不算入額 (別表四の二「9」)	20		円
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5		受取配当等の基金不算入額 (別表八の二「14」から連結法人間配当 等の額に係る金額を除いた金額)	21		円
連結法人税額及び 連結地方法人税額 (別表一の二「14」+「5」+「7」+「10」の 外書「11」+「18」+「35」+「38」+「39」)	6		法人税額の還付金等(通算納及び 中間納付額に係る還付金を除く) (別表四の二「22」+「25」)	22		円
各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「17」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「45」)	23		円
当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業 年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24		円
連結親法人の期末資本 金の額又は出資金の額	9		連結中間申告における繰戻しによる還付 に係る災害損失欠損金額の基金算入額 (別表四の二「43」の合計額)	25		円
期首連結利益積立金額 (別表五の二「20」の①)-(4)	11		新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「39」の合計額)	26		円
期中増減	12		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の損金算入額 (別表三の二付表「40」の合計額)	27		円
期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の基金算入額 (別表三の二付表「41」の合計額)	28		円
積立金基準額 (10)-(14)	15		沖積の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「14」+「16」+「17」)	29		円
定額基準額 2,000万円× $\frac{1}{10}$	16		国家戦略特別区域における 指定法人の連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「43」の合計額)	30		円
連結留保金額に対する税額の計算						
課税連結留保金額			税 額			
年3,000万円相当額以下の金額 (00又は0,000万円× $\frac{1}{10}$)のいずれか少ない金額	39	000	(39)の10%相当額	43		円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((30-(39))又は(1億円× $\frac{1}{10}$ -(39))のいずれか少ない金額)	40	000	(40)の15%相当額	44		円
年1億円相当額を超える金額 (30)-(39)-(40)	41	000	(41)の20%相当額	45		円
計 (38) (39)+(40)+(41)	42	000	計 (43)+(44)+(45)	46		円

法 0301-0300-02

別表三の二 平成二十九年四月一以後終了連結事業年度分

(18 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 年 度	法人名
連結留保税額の個別帰属額の計算			
連結個別留保税額 (8)+(9)+(10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$
連結個別留保税額の計算			
年 3,000 万円相当額以下の金額 (22)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	5	円	(5) の 10 % 相当額
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((22)-(5))又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ - (5))のいずれか少ない金額	6		(6) の 15 % 相当額
年 1 億円相当額を超える金額 (22) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相当額
基準個別留保金額の計算			
当 期 留 保 金		円	
個別留保所得金額 (別表四の二付表「56の②」)	11		別表一の二(一)「5」+「7」及び「10」の外書のうち寄せられる金額
連結法人間配当等の当期支払額	12		個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額
連結法人間配当等の当期受取額	13		連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)+(25)-(別表一の二(一)「12」のうち寄せられる金額-別表六の二(二)付表「8」-別表六の二(八)「9」-別表六の二(九)「10」-別表六の二(十)「11」-別表六の二(十一)「12」-別表六の二(十二)「13」-別表六の二(十三)「14」-別表六の二(十四)「15」-別表六の二(十五)「16」-別表六の二(十六)「17」)
前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(13))	14		連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (24)+(25)-(別表一の二(一)「12」のうち寄せられる金額-別表六の二(二)付表「8」-別表六の二(四)付表「11」-別表六の二(五)付表「12」-別表六の二(六)付表「13」-別表六の二(八)「9」-別表六の二(九)「10」-別表六の二(十)「11」-別表六の二(十一)「12」-別表六の二(十四)「15」-別表六の二(十五)「16」-別表六の二(十六)付表三「17」+「17」+「21」-別表六の二(十八)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十)付表「14」-別表六の二(二十一)付表「6」-別表六の二(二十二)「18」-別表六の二(二十三)「26」-別表六の二(二十四)「9」)
当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	15		
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方人税の減少額として寄せられる金額	16		
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方人税の負担額として寄せられる金額	17		
住 民 税 額 (3)	18		住 民 税 額 (24)又は(25)又は(27)のいずれか多い金額)×16.3%
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の十二)「9」)	19		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%
法人税及び地方人税の負担額等の合計額 (17)+(18)-(19) (マイナスの場合は0)	20		((26)又は(27))+(別表一の二(一)「12」のうち寄せられる金額)+(別表六の二(二)付表「8」)
当期留保金個別帰属額 (11)+(14)-(15)+(16)-(20)	21		調整個別帰属地方税額に係る控除額 ((24)又は(30)のいずれか多い金額)×20%
留保控除個別帰属額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22		住民税額から控除される金額 (29)又は(31)のいずれか少ない金額
基 準 個 別 留 保 金 額 (21)-(22)	23		住 民 税 額 (26)-(32)

別表三の二付表二 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

(18 別表三の二付表二)

(追 加)

(19 別表六 (二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分
当期の法人税額 (別表一(一)「4」-「11」)、(別表一(二)「4」-「9」)又は(別表一(三)「4」-「9」)	2		① 円
所得金額又は欠損金額 (別表四「49」の①)	3		② 円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10		
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		
非課税国外所得の金額 (43の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	12		
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		
(8)×90%	14		
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15		
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{15}{8}$	16		
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17		
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18		
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19		
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		
納付した控除対象外国法人税額	22		
交際費等の損金不算入額	23		
貸倒引当金の戻入額	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
小 計	32		
貸倒引当金の繰入額	33		
	34		
	35		
	36		
	37		
	38		
	39		
	40		
	41		
小 計	42		
計 (21)+(32)-(42)	43		

別表六(二) 平三十・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		地方 法人 税額 の 計算	円
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	課税標準法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	47
法人税の控除限度額 (16)	45	地 方 法 人 税 額 (47)×4.4%-(別表一(一)「39」、別表一(二)「30」又は別表一(三)「33」)	48
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46	地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (48)× $\frac{15}{8}$	49
		外 国 税 額 の 控 除 額 (46)と(49)のうち少ない金額	50

(19 別表六 (二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2		① 円
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	3		② 円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10		
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		
非課税国外所得の金額 (43の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	12		
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		
(8)×90%	14		
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15		
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{15}{8}$	16		
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17		
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18		
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19		
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		
納付した控除対象外国法人税額	22		
交際費等の損金不算入額	23		
貸倒引当金の戻入額	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
小 計	32		
貸倒引当金の繰入額	33		
	34		
	35		
	36		
	37		
	38		
	39		
	40		
	41		
小 計	42		
計 (21)+(32)-(42)	43		

別表六(二) 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		地方 法人 税額 の 計算	円
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	課税標準法人税額 (2)	47
法人税の控除限度額 (16)	45	地 方 法 人 税 額 (47)×4.4%	48
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46	地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (48)× $\frac{15}{8}$	49
		外 国 税 額 の 控 除 額 (46)と(49)のうち少ない金額	50

(20 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名	別表六の二(二) 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当 期 の 連 結 の 控 除 限 度 所 得 計 金 額	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」-「11」)、(別表一の二(二)「4」-「9」)又は(別表一の二(三)「4」-「9」)	1	円	当期の連結法人税額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)	8	円
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「56」の①)	2		その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の①の合計)	9	
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	3		(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	4		非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)	11	
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12	
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		(7)×90%	13	
				調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14	
				連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15	
計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7		当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	16		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」又は別表一の二(三)「4」)	17	円	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$	19	円
	地方法人税額 (17)×4.4%-(別表一の二(一)「39」、別表一の二(二)「30」又は別表一の二(三)「33」)	18	000	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	20	

(20 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名	別表六の二(二) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当 期 の 連 結 の 控 除 限 度 所 得 計 金 額	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」又は別表一の二(三)「4」)	1	円	当期の連結法人税額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)	8	円
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	2		その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の①の合計)	9	
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	3		(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	4		非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)	11	
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12	
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		(7)×90%	13	
				調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14	
				連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15	
計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7		当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	16		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (1)	17	円	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$	19	円
	地方法人税額 (17)×4.4%	18	000	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	20	

(21 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円	区分
当期の法人税額 (別表一の三「4」)	2		① 国外所得対応分
当期の恒久的施設等所得金額	3		② のうち課税所得分
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		16 国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		17 納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「7」)
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		18 交際費等の損金不算入額
計 (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	7		19 貸倒引当金の戻入額
当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	8		20
(7) × 90%	9		21
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10		22
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{10}{7}$	11		23
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12		24
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	13		25
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	14		26
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15		27 小計
			28 貸倒引当金の繰入額
			29
			30
			31
			32
			33
			34
			35
			36
			37 小計
			38 戻計 (16) + (27) - (37)
			39 非課税国外所得の金額 (38)の② (マイナスの場合は0)
			40 計 (38) - (39)

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	課税標準法人税額 (2)	44	円
法人税の控除限度額 (11)	42		恒久的施設等地方法人税額 (44) × 4.4%	45	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{10}{7}$	46	
			外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47	

(21 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円	区分
当期の法人税額 (別表一の三「4」)	2		① 国外所得対応分
当期の恒久的施設等所得金額	3		② のうち課税所得分
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		16 国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		17 納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「7」)
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		18 交際費等の損金不算入額
計 (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	7		19 貸倒引当金の戻入額
当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	8		20
(7) × 90%	9		21
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10		22
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{10}{7}$	11		23
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12		24
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	13		25
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	14		26
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15		27 小計
			28 貸倒引当金の繰入額
			29
			30
			31
			32
			33
			34
			35
			36
			37 小計
			38 戻計 (16) + (27) - (37)
			39 非課税国外所得の金額 (38)の② (マイナスの場合は0)
			40 計 (38) - (39)

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	課税標準法人税額 (2)	44	円
法人税の控除限度額 (11)	42		恒久的施設等地方法人税額 (44) × 4.4%	45	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{10}{7}$	46	
			外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47	

別表六の三 平三十・四・一以後終了事業年度等分

別表六の三 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

(22 別表十七 (三の十二))

③ 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除及び各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等	・	法人名	()
I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書			
内額 国等 法相 人当 の額 控の 除 除 除 象 額 所の 得計 税算	控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七 (三の十二) 付表「31」)	1	円
	法 人 税 の 額 (別表一(一)「10」、別表一(二)「8」又は別表一(三)「8」)	2	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
	(1) の うち 法 人 税 の 額 を 超 え る 金 額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
連税 結額 法等 人相 の当 個額 別の 控除 除 除 象 の 所計 得算	各 連 結 法 人 の 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表十七 (三の十二) 付表「31」の合計)	5	
	法 人 税 の 額 (別表一(二)(一)「10」、別表一(二)(二)「8」又は別表一(二)(三)「8」)	6	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
	(5) の うち 法 人 税 の 額 を 超 え る 金 額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各額控 の連 か 結 対 象 別 法 人 除 所 得 税 額 の 法 人 税 等 の 相 計 の 別 額 算	個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七 (三の十二) 付表「31」)	9	
	各 連 結 法 人 の 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 合 計 額 (5)	10	
	個 別 帰 属 額 (7) × $\frac{(9)}{(10)}$	11	

別表十七(三)の十二 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地 方 法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (8)と(別表一(二)(一)「38」、 別表一(二)(二)「29」又は別表 一(二)(三)「32」)のうち、少 ない金額)	14	円
各連結法人の個別控除対象 所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個 別 帰 属 額 (14) × $\frac{(12)}{(13)}$	15	

(22 別表十七 (三の十二))

(追 加)

(23 別表十八)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方税法第七十一条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地 (電話番号 _____)

フリガナ
法人名 _____)

法人番号 _____

フリガナ
代表者
自署封印
代表者
住所 _____

〒 _____

代表者印

年月日

税務署長印

整理番号	日平成 年 月 日 至平成 年 月 日	地方法人税額の計 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日
前事業年度等	法人税額の計 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日	地方法人税額 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日

通 信 日 付 印	電 報 印	年 月 日	千 円	百 円	千 円	百 円	千 円	百 円	千 円	百 円	千 円	百 円
この申告書の計 法人税額												
月数換算 同上の税額 × 5												

この申告書が提出される場合の
地方税法第七十一条第一項の規定による予定申告書の提出用

(23 別表十八)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方税法第七十一条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地 (電話番号 _____)

フリガナ
法人名 _____)

法人番号 _____

フリガナ
代表者
自署封印
代表者
住所 _____

〒 _____

代表者印

年月日

税務署長印

整理番号	日平成 年 月 日 至平成 年 月 日	地方法人税額の計 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日
前事業年度等	法人税額の計 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日	地方法人税額 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日

通 信 日 付 印	電 報 印	年 月 日	千 円	百 円	千 円	百 円	千 円	百 円	千 円	百 円	千 円	百 円
この申告書の計 法人税額												
月数換算 同上の税額 × 5												

この申告書が提出される場合の
地方税法第七十一条第一項の規定による予定申告書の提出用

別表十八 三十三・四・一以後提出分

(25 別表十八の二付表一)

(削 除)

(25 別表十八の二付表一)

連結中間納付額の調整計算に関する明細書		連結事業 年度等	・ ・	法人名		
I 法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書						
前連結事業年度の法人税額	法人税額	1	円	仮計 (4)+(9) (マイナスの場合は0)	10	円
	同上のうち土地譲渡税額等 及びリース特別控除戻税額	2		前期の連結加入法人に 係る加算調整額 (別表十八の二付表二「12」)	11	
	差引法人税額 (1)-(2)	3		当期の連結加入法人に 係る加算調整額 (別表十八の二付表二「16」)	12	
	前期実績基準額 (別表十八の二付表二「4」又は $(3 \times \frac{6}{6})$)	4		前期の連結子法人以外の 法人を被合併法人とする 適格合併による加算調整 額(別表十八の二付表三「4」)	13	
連結法人に係る調整額の計算	加算 連結納税の承認の取消し による加算調整額 (別表十八の二付表二「7」)	5		当期の連結子法人以外の 法人を被合併法人とする 適格合併による加算調整 額(別表十八の二付表三「12」)	14	
	前期の連結内合併又は残余 財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「8」)	6		連結親法人を設立した 適格合併による加算調整 額(別表十八の二付表二「20」)	15	
	当期の連結内合併又は残余 財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「16」)	7		連結法人以外の法人に 係る調整額の合計 (11)+(12)+(13)+(14)+(15)	16	
減算 連結納税の承認の取消し による減算調整額 (別表十八の二付表二「8」)	8			連結法人に係る調整額の合計 (5)+(6)+(7)-(8)	9	
	連結法人に係る調整額の合計 (5)+(6)+(7)-(8)	9		納付すべき法人税額 (10)+(16)	17	
II 地方法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書						
前連結事業年度の地方法人税額	地方法人税額	18	円	仮計 (21)+(26) (マイナスの場合は0)	27	円
	同上のうち土地譲渡税額等 及びリース特別控除戻税額に 係る金額	19		前期の連結加入法人に 係る加算調整額 (別表十八の二付表二「32」)	28	
	差引地方法人税額 (18)-(19)	20		当期の連結加入法人に 係る加算調整額 (別表十八の二付表二「36」)	29	
	前期実績基準額 (別表十八の二付表二「24」又は $(20 \times \frac{6}{6})$)	21		前期の適格合併のうち連結内 合併及び新設合併に該当 しないものによる加算調整 額(別表十八の二付表三「20」)	30	
連結離税及び連結内合併等に係る調整額の計算	加算 連結納税の承認の取消し による加算調整額 (別表十八の二付表二「27」)	22		当期の適格合併のうち連結内 合併及び新設合併に該当 しないものによる加算調整 額(別表十八の二付表三「28」)	31	
	前期の連結内合併又は残余 財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「24」)	23		新設適格合併による加算調整 額(別表十八の二付表三「36」)	32	
	当期の連結内合併又は残余 財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「32」)	24		連結加入及び連結内合併以外 の適格合併に係る調整額の合計額 (28)+(29)+(30)+(31)+(32)	33	
減算 連結納税の承認の取消し による減算調整額 (別表十八の二付表二「28」)	25			連結加入及び連結内合併等 に係る調整額の合計額 (22)+(23)+(24)-(25)	26	
	連結離税及び連結内合併等 に係る調整額の合計額 (22)+(23)+(24)-(25)	26		納付すべき地方法人税額 (27)+(33)	34	

別表十八の二付表一 平二十九・四・一以後提出分

(26 別表十八の二付表二)

(削 除)

(26 別表十八の二付表二)

最初の連結事業年度の前期実績基準相当額並びに連結納税の承認の取消し及び連結納税への加入の場合の調整額等の計算に関する明細書

別表十八の二付表二 平二十九・四・一以後提出分

I 法人税に関する明細書		連結事業年度等	法人名		
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算					
連結法人名	前事業年度又は前連結事業年度	左の月数	確定法人税額又は連結法人税個別帰属支払額	左の月数換算額 (2) (1) × 6	
		1	2	3	
	平 . .	月	円	円	
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額 (3)の合計	4				
連結納税の承認の取消しによる調整額の計算					
承認を取り消された法人の名称	取消事由の区分	左の事由の生じた日	前期の連結法人税個別帰属支払額	前期の連結法人税個別帰属支払額	
			5	6	
	連結内合併	平 . .		円	
	残余財産確定	平 . .			
	その他	平 . .	円		
	その他	平 . .			
連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (5)の合計 × 6 前期の月数	7				
連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (6)の合計 × 6 前期の月数	8				
前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算					
連結加入法人名	連結加入日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	連結加入法人の確定法人税額等	調整額 (10) × (9) × 6 [前期開始の日から連結加入日の前日までの期間の月数]
			9	10	11
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の連結加入法人に係る加算調整額 (11)の合計	12				
当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算					
連結加入法人名	連結加入日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	連結加入法人の確定法人税額等	調整額 (12) × (13) × 6 [連結加入日から当期開始の日以後8月7日経過した日までの期間の月数]
			13	14	15
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の連結加入法人に係る加算調整額 (15)の合計	16				
最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調整額 (17) × 6	
		17	18	19	
	平 . .	月	円	円	
	平 . .				
	平 . .				
最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額 (19)の合計	20				

改正後

(27 別表十八の二付表二 (次葉))

(削 除)

改正前

(27 別表十八の二付表二 (次葉))

II 地方法人税に関する明細書

最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算

連結法人名	前課税事業年度	左の月数	単体地方法人税額又は連結地方法人税個別帰属支払額	左の月数換算額
		21		22
	平 . . .	月	円	円
	平 . . .			
	平 . . .			
	平 . . .			
	平 . . .			
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額 (23)の合計	24			

連結納税の承認の取消しによる調整額の計算

承認を取り消された法人の名称	取消事由の区分	左の事由の生じた日	前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属受取額	前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額
			25	26
	連結内合併	平 . . .		円
	残余財産確定	平 . . .		
	その他	平 . . .	円	
	その他	平 . . .		
連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (25)の合計 × 6 前期の月数	27			
連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (26)の合計 × 6 前期の月数	28			

前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連結加入法人名	連結加入日	直前の課税事業年度	左の月数	連結加入法人確定地方法人税額等	調 整 額
			29		(30) × (連結開始の日から連結加入日の前日までの期間の月数) × 6 前期の月数
	平 . . .	平 . . .	月	円	円
	平 . . .	平 . . .			
前期の連結加入法人に係る加算調整額 (30)の合計	32				

当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連結加入法人名	連結加入日	直前の課税事業年度	左の月数	連結加入法人確定地方法人税額等	調 整 額
			33		(34) × (連結加入日から当期経過した日の前日までの期間の月数)
	平 . . .	平 . . .	月	円	円
	平 . . .	平 . . .			
当期の連結加入法人に係る加算調整額 (35)の合計	36				

別表十八の二付表二 (次葉) 平二十九・四・一以後提出分

改 正 後

(28 別表十八の二付表三)

(削 除)

改 正 前

(28 別表十八の二付表三)

合併及び残余財産確定の場合の調整額の計算に関する明細書

連結事業年度等	・ ・	法人名			
I 法人税に関する明細書					
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調 整 額
			1		2
	平 ・ ・	平 ・ ・	月	円	円
	平 ・ ・	平 ・ ・			
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (3)の合計	4				
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の月数	被合併法人等の確定法人税額等	調 整 額
			5		6
	平 ・ ・	平 ・ ・	月	円	円
	平 ・ ・	平 ・ ・			
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (7)の合計	8				
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調 整 額
			9		10
	平 ・ ・	平 ・ ・	月	円	円
	平 ・ ・	平 ・ ・			
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (11)の合計	12				
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の月数	被合併法人等の確定法人税額等	調 整 額
			13		14
	平 ・ ・	平 ・ ・	月	円	円
	平 ・ ・	平 ・ ・			
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (15)の合計	16				

別表十八の二付表三 平二十九・四・一以後提出分

(29 別表十八の二付表三 (次葉))

(削 除)

(29 別表十八の二付表三 (次葉))

別表十八の二付表三 (次葉) 平二十九・四・一以後提出分

Ⅱ 地方法人税に関する明細書

前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 名	合 併 の 日	直前の課税事業年度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額
			17		18
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (19)の合計					
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 等 名	合 併 の 日 又 は 残 余 財 産 確 定 の 日	最 終 課 税 事 業 年 度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 等 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額
			21		22
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (23)の合計					
当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 名	合 併 の 日	直前の課税事業年度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額
			25		26
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (27)の合計					
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 等 名	合 併 の 日 又 は 残 余 財 産 確 定 の 日	最 終 課 税 事 業 年 度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 等 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額
			29		30
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (31)の合計					
新設適格合併による加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 名	直前の課税事業年度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額	
		33		34	35
	平 . .	月	円	円	
	平 . .				
新設適格合併による加算調整額 (35)の合計					

